



一般出店者募集要項

- 1 出店日時 令和元年8月3日(土) 午後2時～午後8時45分
- 2 出店場所 碧南市役所東駐車場
- 3 出店品目 飲食物・グッズの販売、ゲーム、企業PRなど
- 4 募集区画 60区画(市内40区画、市外20区画)

※出店者あたり2区画(テント1張分)が申込上限です。

※出店希望者多数の場合は、市内・市外それぞれ先着順で出店者を決定します。

※出店場所は電気容量等を考慮し、6月11日(火)の出店者説明会にて行う抽選で決定いたします。決定後の変更希望は受けることができませんので、ご了承ください。

- 5 出店料等 出店にあたっては、主催者設置のテント(電源・照明付)を使用させていただきます。

機材	規格(1区画)	出店料(テント使用負担金含む)
テント (電源・照明付)	・幅3間×奥行2間のテントを2分割した区画 (幅2.7m×奥行3.6m:約9.7㎡) ・電源9A(860W)以内(1口)	市内在住の個人・団体・事業所等 1区画:10,000円 2区画:25,000円 市外在住の個人・団体・事業所等 1区画:20,000円 2区画:45,000円

※出店者、代表者ともに市内在住の場合のみ、市内在住と判断させていただきます。

※出店料は5月下旬に郵送する出店決定通知でご案内します。6月11日(火)までにお支払いください。

※荒天等によりイベントが中止になった場合でも、出店料は返金できません。

6 申込方法

募集要項をご了承いただいた上で、一般出店者申込書を碧南市役所地域協働課へ提出してください。FAX、電子メールでも申込みできますが、その場合は発送後、開庁時に必ず確認の電話をしてください。(※電話を受けた時点で受付完了になります。)

※出店の可否については、5月下旬頃に主催者にて決定後、郵送にてご連絡します。出店に係る詳しい注意事項、出店場所等は、出店者説明会にて説明します。

- 7 申込期間 令和元年5月8日(水) 午前9時～5月24日(金) 午後5時 必着

8 出店者説明会

- (1) 日時 令和元年6月11日(火) 午後7時から(1時間30分程度)
- (2) 会場 碧南市役所2階談話室「レストラン味ふうせん側」入口をご利用下さい。
- (3) 注意事項
 - ア 出店者説明会は当日の出店に従事される方1～2名で必ずご参加ください(代理不可)。
 - イ 説明会にご参加いただけない方は出店できません。
 - ウ 出席者の確認をするため、運転免許証などの顔写真付き身分証明書の写しを提出してください。
 - エ 出店決定通知に同封する書類をご確認の上、説明会当日、必要書類を提出し、出店料の支払いが済んでいない場合は受付でお支払いください。

【必ず裏面もお読みください】

9 遵守事項

- (1) 募集要項、説明会での遵守事項、会場での主催者の指示には、必ず従ってください。
- (2) 出店料の支払い、各種書類の提出期限等を厳守してください。
- (3) 来場者に危険が及ぶ玩具（エアガン、ラジコンヘリ等）の販売、露店営業を認められていない飲食物の調理は、行わないでください。
- (4) **発泡トレイやプラスチック容器は使用できません。**飲食物を販売する際は、紙や木等の燃やすことのできる容器を使用してください。飲み物をペットボトルや缶のまま販売することも禁止です。
- (5) 出店に使用する電力容量は、1区画**860w**（最大時）を超えないでください。
（会場全体の電力許容量を超えた場合は、使用上限電力量を制限させていただきます。）
- (6) 電子レンジ、ホットプレート、発電機の持込み・使用は禁止です。
- (7) LPガスや炭火等の火気を使用する場合は、業務用消火器を備え付けてください。
- (8) メニュー及び設定金額の変更は**6月28日(金)午後5時**までとします。

10 注意事項

- (1) 出店に際しては、日本語で意思疎通できることが必要条件です。
- (2) 暴力団関係者による出店は、お断りさせていただきます。
- (3) 過去の出店において問題のあった出店者は出店をお断りさせていただきます。（名称等が違っても同一と思われる場合を含みます）
- (4) 看板、机、イス等、テント内で使用する器材は出店者が各自で用意してください。
- (5) 照明器具を追加で使用する場合は、LED又は電球型蛍光灯を使用し、使用は必要最小限にしてください（出店決定以降の照明器具の追加はできません）。
- (6) 駐車場の申込は、**1区画につき1台分**までです（会場周辺の路上駐車は厳禁です）。
- (7) 飲食物を販売される方は、出店者説明会の際に下記の書類を提出してください。

ア 食品営業許可証のコピー（愛知県内の保健所が発行したもの）

※申込書の出店名と食品営業許可証の営業所の名称が異なる場合は出店を認めません。

※保健所への許可申請に係る費用等は各自ご負担ください。なお、イベントが中止になった場合でも、許可申請や準備に要した費用は弁済しませんのでご了承ください。

※食品衛生上、販売できない品目があります。露店で調理・販売及び製造できる品目は、保健所の基準により定められたものに限りです。

※不明な点は衣浦東部保健所食品安全課(0566-21-5364)に直接お問い合わせください。

イ 検便の成績書のコピー(元気ッス！へきなん開催日から6ヶ月以内に検査したもの)

※説明会に提出できない方は、**6月28日(金)午後5時**までに必ず提出してください。

以上のことをお守りいただけない場合は、出店を認めません。

問合せ：元気ッス！へきなん市民会議事務局

〒447-8601 愛知県碧南市松本町28番地（地域協働課内）

電話：0566-95-9872（直通）、FAX：(0566) 41-5412

メール：tiikika@city.hekinan.lg.jp